

○広島大学大学院人間社会科学研究科地震ハザード評価の人材育成プログラム履修細則

(令和8年3月12日研究科長決裁)

広島大学大学院人間社会科学研究科地震ハザード評価の人材育成プログラム履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院人間社会科学研究科細則(令和2年4月1日研究科長決裁。)第4条第4項の規定に基づき、広島大学大学院人間社会科学研究科(以下「研究科」という。)に開設する地震ハザード評価の人材育成プログラム(以下「プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、原子力発電所周辺の沿岸陸域・海域の活断層による地震ハザードを正確に評価できる人材の育成に資することを目的とする。

(授業科目及び履修方法)

第3条 プログラムの授業科目及び履修方法は、別表のとおりとする。

(登録)

第4条 研究科及び交流協定を締結した大学の学生は、プログラムを登録することができる。

2 前項の登録に関する手続は、前期にあつては4月15日、後期にあつては10月15日までに地震ハザード評価の人材育成プログラム登録申請願(別記様式第1号)を研究科長に届け出なければならない。ただし、提出期限の日が休日の場合は、その翌日とする。

3 第二項に定めるもののほか、プログラムの登録に関し必要な事項は、別に定める。

(履修手続)

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、研究科がその学期の始めに公示する。

第6条 研究科及び交流協定を締結した大学の学生は、履修しようとする授業科目について、研究科が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

(修了の判定等)

第7条 研究科長は、別表に記載した授業科目の単位を修得した者について、プログラムの修了の判定を行う。

2 研究科長は、プログラムを修了した者に、地震ハザード評価の人材育成プログラム修了証書(別記様式第2号)を授与することができる。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

地震ハザード評価の人材育成プログラム提供科目及び修了単位

事業項目			授業科目名	単位数	修了要件 単位数
基礎・ 初級技能	1. 基礎技能講座	活断層と原子力安全規制 に関する基礎知識	自然地理学基礎論演習 A	2	2
			自然地理学基礎論演習 B	2	
	2. 初級技能講座 (1)	陸上および海底の地形判 読資料の作成と判読方法	地表変動論研究 A	2	2
	3. 初級技能講座 (2)	陸上の活断層の地形調査 法	地表変動論研究 B	2	2
調査技能 (海域)	4. 調査技能講座 (海 底 1)	海底地形データの取得と 処理	地表変動論研究 C	2	2
	5. 調査技能講座 (海 底 2)	海底下の地層探査調査	地表変動論研究 D	2	
調査技能 (陸域)	6. 調査技能講座 (陸 上 1)	陸上活断層の古地震調査	地表変動論研究 E	2	2
	7. 調査技能講座 (陸 上 2)	陸上の地層探査調査	地表変動論研究 F	2	
評価技能	8. 評価技能講座	活断層の活断層認定と評 価	地表変動論演習 A	2	2
			地表変動論演習 B	2	
合 計					12

地震ハザード評価の人材育成プログラム登録申請願

研究科長 殿

プログラム名

学生番号

氏 名

年 月 日生

下記のとおり地震ハザード評価の人材育成プログラムの登録を申請しますので、よろしく
お願いいたします。

記

登録理由（詳しく記入すること。）

年 月 日

本 人 氏 名

指導教員署名欄	
---------	--

- (注) 1. ボールペン又は万年筆で記入すること。
2. 「本人氏名」欄は、必ず学生本人が自署すること。

第 号

地震ハザード評価の人材育成プログラム 修了証書

氏 名
生 年 月 日

本研究科が提供する地震ハザード評価の人材育成プログラムを
修了したことを認める。

年 月 日

広島大学大学院人間社会科学研究科長

印